

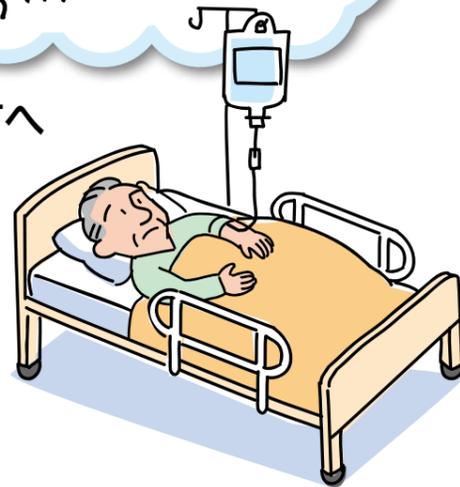
年齢や生活スタイルに応じて、必要な保障や生命保険商品は変わってきます。自分にとってどんな保障・商品が必要なのかを考えてみましょう。

病気やけが、介護が必要となった場合に心配だなあ...

病気やけが、介護に備えたい方へ

- 医療（がん、特定疾病保障）保険
- 介護保険
- 限定告知型（引受基準緩和型）・無選択型保険

→詳しくは30、31、35ページ参照



万が一の場合の家族の生活資金を準備したい

生命保険は残したい方へ残すことができます

- 終身保険
- 積立利率変動型保険

→詳しくは32、35ページ参照



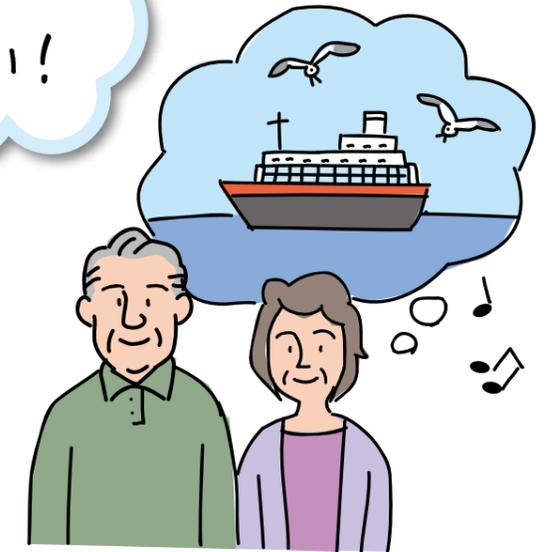
ゆとりある生活のために資産のことを考えたい!

余裕資金を運用

したい方へ

- 変額年金保険
- 外貨建て保険

→詳しくは34ページ参照



孫の成長が楽しみ♪教育資金を準備しよう!

孫が成長するまでの教育資金を準備したい方へ

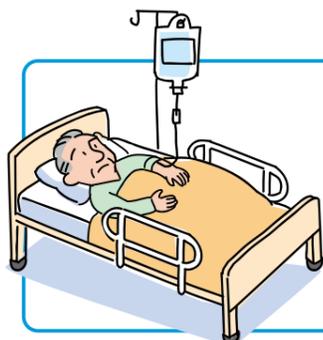
- こども保険（学資保険）

→詳しくは33ページ参照



契約する前に確認する

契約する前に「どんなとき」「いくら」「いつまで」保障が必要か確認し、自分の希望に合っているのか営業職員などから説明を受けましょう。



「どんなとき」受け取れるの？

万一の場合や病気、けがなど、どんなときに受け取れるか、希望どおりですか？



「いくら」受け取れるの？

保険金や給付金、年金として受け取れる金額は、希望どおりですか？



「いつまで」保障されるの？

何歳まで保障？一生涯保障？など、保障される期間は、希望どおりですか？



「保険料の負担」は大丈夫？

保険料は、今だけでなく将来も払い込みが可能な金額ですか？ また払い込む期間も適切ですか？



※生命保険を契約するときの詳細は「生命保険の契約にあたっての手引」に掲載されています。生命保険文化センターのホームページ (<http://www.jili.or.jp/>) をご覧ください。

！確認

書類の説明はしっかり受けましたか？



契約概要 (ご提案書)
契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項



注意喚起情報
契約するにあたっての特に注意すべき事項



ご契約のしおり・約款
契約者と生命保険会社との契約内容を記載したもの



意向確認書
申し込みにあたってのお客さまのご意向を確認する書類

！注意

以下の3つは、特に注意してください

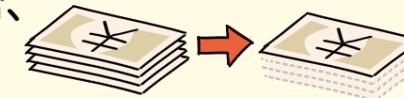
1 銀行等で加入しても生命保険の契約です

銀行や証券会社等は、保険代理店として生命保険商品を販売している場合があります。



2 途中で解約すると払込保険料を下回る場合があります

満期時等に払い込んだ保険料を最低保証する商品であっても、途中で解約した場合、解約返戻金が払い込んだ保険料の総額よりも少なくなることがあります。



3 投資性の強い生命保険もあります

「変額年金保険」「外貨建て保険」などは、運用実績等により、**損失が生じる恐れ**があるので、特徴や注意点を理解しましょう。



契約手続きのときに、注意するポイントを確認してみましょう。

1 申込書を提出します

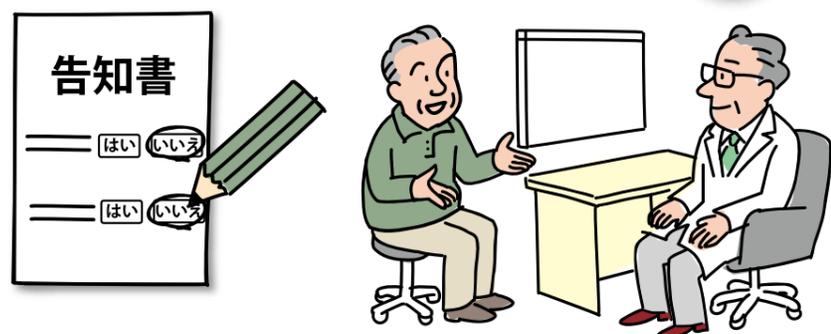


契約者（契約をして保険料を払う人）と被保険者（保険の対象になる人）が署名・押印します。

※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。
 ※生命保険会社によっては、押印を不要としている場合もあります。また、署名にあたっては、タブレット端末を利用した電子署名での手続きとなる場合もあります。

2 健康状態などを「告知」します

！確認 「告知」の詳細は、16～17ページ参照



被保険者は、過去の病気や現在の健康状態などについて、事実をありのままに告げる「告知」をします。

※担当の営業職員に口頭で伝えることは「告知」ではありません。

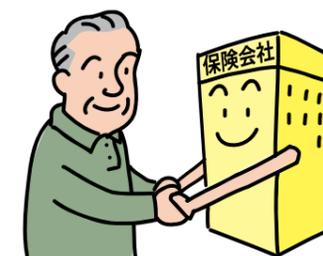
3 保険料を払い込みます

保険料を払い込みます。
 （申し込みが承諾された場合、第1回目の保険料にあてられます。）
 ※現金で支払う場合や会社の口座に振り込む方法、指定口座から振り替えられる方法があります。



4 契約が成立します

生命保険会社が契約を承諾すると契約が成立します。
 （なお、申し込み・告知・保険料の払い込みの3つが完了した時点から保障は開始します。）
 ※第1回目の保険料を支払わないでも保障が開始される会社もあります。



5 保険証券(契約内容の明細)が届きます

「契約者」「被保険者」「受取人」の氏名や、保障内容、保険金額、保険料、払込期間などを確認しましょう。
 ※申し込みをしてから保険証券が届くまで2～3週間かかります。

➡ 保険証券の見本は15ページ参照



！確認 契約後も内容を確認しましょう

定期的に「ご契約内容通知」が、生命保険会社より送付されます。通知はよく確認し、しっかり保管しておきましょう。

※このページの流れは、契約手続きの一般的な例です。詳しくは生命保険会社にお問い合わせください（38～39ページ）。

はじめに

契約

受け取り

こんなとき

知る・相談する

告知するときの 注意点

「告知」とは？

現在の健康状態や過去の病気などについて、正確に知らせる
ことです。注意点をしっかり確認し、正しく告知をしましょう。

何を「告知」するの？

例えば… ・現在の職業 ・現在の健康状態 ・身体の障害
・過去の病気 ・過去に行った手術 など

どのように「告知」するの？

営業職員や代理店窓口の担当者に口頭で話しただけでは、告知
したことになりません。必ず告知書や生命保険会社が指定する
医師を通じて告知してください。

- ✕ 営業職員、代理店に口頭で伝える
- 告知書に記入する／生命保険会社が指定する医師に伝える

※生命保険会社によっては、タブレット端末を使用した告知となる場合もあります。

！ 確認 こんなときも必ず「告知」してください



病名が分からない…
正確な病名が分からなくても
(高血圧など)「病気の部位」
「病院名」「薬の名前」などを
お答えください。



通院だけでも必要？
入院や手術を受けていなく
ても、また、経過観察の通院
だけでも告知が必要です。



検査入院・日帰り手術
検査のための入院や、日帰り
手術、内視鏡・レーザー・
超音波による手術なども告知
が必要です。

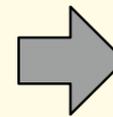


正しく告知しないと保険金を受け取れないことがあります

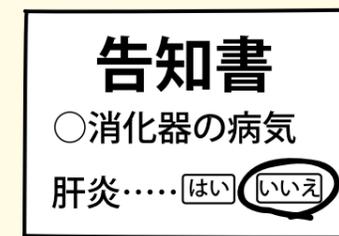
健康状態や過去の病歴などについて、事実と異なる告知を
すると「告知義務違反」になります。この場合、契約が解除と
なり、保険金や給付金を受け取れないことがあります。

「告知義務違反」の例

正しく告知しないと…



保険金を受け取れません



例えば、契約時に「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で
正しく告知しなかった場合、契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因
とする「肝がん」で死亡した場合でも、保険金を受け取れません。



病歴があっても契約できることがあります

払い込む保険料が通常より高い「保険料の割増」や、一定期間
の受取額が通常より少なくなる「保険金の削減」を条件に契約
できる場合もあります。また、告知が不要な商品もあります。



詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(38~39ページ)。